

学校緑育実施要領

第1 目的

この要領は、紀の国緑育推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、学校緑育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、別表1に掲げる内容に該当するものとする。

第3 対象経費及び補助率

補助金交付の対象経費及び補助率は、別表2のとおりとする他、別表2中指導講師、体験作業指導員及びフィールド事前・事後整備作業員の上限数は別表3のとおりとする。

第4 軽微な変更

交付要綱第7第1項第1号アに規定する軽微な変更とは次のとおりとする。

- (1) 補助金額の30パーセント未満の減
- (2) 補助対象経費（費目）の30パーセント未満又は5万円未満の配分変更

第5 提出書類

交付要綱に規定する提出書類及び添付書類は、それぞれ以下のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）
 - ア 計画書（別記第1号様式）
 - イ 収支予算書（別記第2号様式）
- (2) 補助金変更交付申請書（別記第3号様式）
 - ア 変更計画書（別記1号様式）
 - イ 変更収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 補助事業等実績報告書（規則別記第2号様式）
 - ア 実績書（別記第1号様式）
 - イ 収支精算書（別記第2号様式）

第6 提出書類の提出期限

交付要綱に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了した年度の3月31日までとする。ただし、その日が和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その日までにおいて最も近い休日でない日とする。

第7 事業実施

- 1 事業を実施しようとするものは、森林、林業、木材、山村について専門的知識及び技術を子どもたちに教える指導者（以下「指導者」という。）を選定しなければならない。当該指導者は森林組合職員、林業研究グループ会員、市町村又は県の職員、その他学校緑育の指導者認定要件において知事が認めた者とする。
- 2 事業を実施しようとするものは、指導者の選定や学習内容の企画、体験作業の進め方など事業計画の策定にあたり、当該実施校の所在地を管轄する振興局（以下「管轄振興局」という。）の助言・指導を受けることができる。
- 3 管轄振興局と森林体験及び森林学習実施地を管轄する振興局とが異なる場合、管轄振興局は、当該実施地を管轄する振興局と協議して当該実施校の事業計画の策定に助

言・指導することとする。

- 4 事業を実施しようとするものは、森林体験及び森林学習の実施効果を広く啓発するため、以下に掲げる県の取り組みに対し、可能な範囲内で協力すること。

- (1) 森林体験及び森林学習の成果（児童の感想文・引率教諭のアンケート等）の提供
- (2) 効果的な森林体験及び森林学習プログラムの企画検討への協力（ヒアリングの対応等）
- (3) 森林体験及び森林学習の普及啓発

第8 補助事業等実績報告書にかかる変更理由書の添付

実績報告において、事業費の30パーセント未満の減が伴う場合は、補助事業等実績報告書に変更理由及び内容を記載した変更理由書を添付することとする。

第9 写真等の広報活動への利用

提出された書類等に添付された写真、図表等を、県は本事業の広報活動に利用することができるものとする。

第10 事業の周知

事業主体は、事業の実施にあたって、パンフレット、木工品等やイベント会場内等に、紀の国森づくり基金を活用した事業である旨を表示すること。また、事前に報道機関等に情報提供を行ったり、ホームページを活用するなど、事業の周知に努めること。

第11 事業の検査

- 1 知事は、規則第13条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出があったときは、速やかに事業の検査を行うものとする。
- 2 事業の検査は、事業を実施する学校の所在地を管轄する振興局農林水産振興部長が別に定める検査員が行うものとする。

第12 事業の執行状況報告

振興局長は、第2四半期及び第4四半期終了翌月10日までに執行状況を取りまとめ、学校緑育執行状況報告書（別記第4号様式）を農林水産部長あて提出するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表 1（第 2 関係）

事業種別	補助事業
(1) 森林体験	・間伐や枝打ち、植栽、下刈り等の森林整備に関する体験 ・森林の持つ様々な公益的機能を体感できる体験 ・山村地域の伝統文化等に触れる体験 ・木工細工等地域材を利用した体験（ただし、高校生以上を対象とする場合には、森林学習をあわせて実施するものに限る） ・その他、上記に準ずる森林・林業・木材・山村に関する体験
(2) 森林学習	・森林の持つ様々な公益的機能に関する学習 ・和歌山県の主要産業である林業及び林業を支える山村に関する学習 ・間伐や枝打ち、植栽、下刈り等の森林整備に関する学習 ・木材利用に関する学習 ・その他、上記に準ずる森林・林業・木材・山村に関する学習

別表 2（第 3 関係）

補助対象経費 （費目）		摘 要	備考	補助率
委託料		1 森林体験及び森林学習における指導講師及び森林体験における体験作業指導員に要する経費（旅費を含む。） 2 森林体験における体験フィールドの事前・事後整備に要する経費 3 事業に要する苗木、支柱、肥料、種菌等の資材購入に要する経費 4 指導内容の企画及び事務打合せ、体験フィールドの確保、資材等の購入及び保管経費等に要する諸経費並びに社会保険等に要する諸経費 ※その他以下に掲げる経費について補助限度額の範囲内に限り委託料に含めることができる。	1 指導講師の謝金及び体験作業指導員の賃金は、和歌山県土木工事標準積算基準書の公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という）に定める特殊作業員単価を上限とする。 2 フィールド事前・事後整備作業員の賃金は、労務単価に定める普通作業員単価を上限とする。 3 旅費（勤務地又は自宅から用務地まで。高速道路料金含む。）は、実費相当額とする。 4 資材購入経費は、実費相当額とする。 5 諸経費は、各項目の所要合算額に 0.1 を乗じた額を上限とする。また、指導講師、体験作業指導員又はフィールド整備作業員を常時雇用する団体にあっては、0.2 を乗じた額を上限とする。	10 分の 10 以内
報償費		指導講師及び森林体験における体験作業指導員に要する経費（旅費を含む。）	指導講師の謝金並びに体験作業指導員及びフィールド事前・事後整備作業員の賃金は、上記「委託料」に定める金額を上限とする。ただし、指導時間もしくは労務時間が 4 時間に満たない場合は 0.5 日単位を上限とすること。	
需用費	（消耗品）	事業に直接必要となる参考資料、文房具、事務用品等の購入費	左の所要経費の合算に対して、参加者 1 人当たり 1 千円を上限とする。	
	（印刷製本）	資料印刷製本代、写真現像代等		
	（資機材）	原則として対象外（事業実施に不可欠と認められる場合は最小限の額を対象とする。）		
傷害保険料		森林体験及び森林学習を実施する際の傷害保険料（一般的なレクリエーション保険の補償内容とする。）	実費相当額とする。ただし、死亡・後遺障害保険金額 5 百万円、入院保険金額 6 千円、通院保険金日額 3 千円程度とする。	
使用料及び賃借料		車両賃借料、会場使用料、資機材使用料及び高速道路利用料金（車両賃借料に含まれない場合に限る。）	社会通念上妥当な額とする。	
賃金		森林体験及び森林学習に要する車両の運転手賃金（車両賃借料に含まれない場合で、別途必要と認められる場合に限る。）	実費相当額とする。	
燃料費		森林体験及び森林学習に要する車両燃料費（車両賃借料に含まれない場合で、別途必要と認められる場合に限る。）	実費相当額とする。	
原材料費		プログラム実施に必要な木材等の原材料購入費	木材等の原材料購入費は、一人当たり 10,000 円（小中学生以下は 2,500 円）を上限とする。ただし、森林体験を 2 日に分けて実施する場合には 20,000 円（小中学生以下 5,000 円）を上限とする。 なお、上限額は、指導委託料に計上する資材費を含むものとする。	
その他		上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	社会通念上妥当な額とする。	

(注)

1 補助対象経費

上記補助対象経費については、消費税及び地方消費税の額を含む価格とする。

2 車両賃借料

森林体験及び森林学習実施場所への移動手段としてバス車両等の借りに要する経費（運転手賃金、燃料費、高速道路料金を含む。）をいい、「社会通念上妥当な額」とは、当該学校が実施する社会見学や遠足などにおいて通常借り上げる程度の車両を借り上げるために要する額とする。なお、学校や市町村等が保有する車両を使用できる場合は計上しないこと（運転手賃金、燃料費、高速道路料金が別途必要となる場合は当該経費を計上できること）。

3 会場使用料

森林体験及び森林学習の実施に際し、全体集合場所となる会場や雨天の場合のプログラムを実施する会場を借り上げるために要する経費をいう。

4 資機材使用料

体験者が使用するヘルメット、鋸、その他体験学習に必要となる資機材の賃借料をいい、指導者や振興局の保管する資機材を無償貸与する場合は計上しないこと。

5 木材加工に係る委託費

間伐体験等で伐採した木を加工して活用する場合、その加工に係る委託費は、含まないものとする。

6 参加者の欠席

参加者がインフルエンザ等の療養又はその他の事情により、当日に参加しないことがやむを得ないと認められる場合、一人当たりに定める需用費及び原材料費の上限額を変更しないものとする。

別表 3（第 3 関係）

- 1 森林学習における指導講師の上限数は、以下のとおりとする。

対象者の数	指導講師（助手を含む）の数
40 名以内	2 名以内
40 名超	対象者の 40 名を超える数が 40 名を増す毎に 1 名を加えた人数を上限とする。

- 2 森林体験を実施する際、体験者を複数の班に分けて作業を行う場合、1 つの班当たりの人数は 5 ～ 10 名程度を目安とすること（体験内容、体験者の年齢や技量、体験作業指導員の技量、実施場所の地理的条件、気象条件等を総合的に勘案し計画すること）。

- 3 森林体験における指導講師及び体験作業指導員の上限数は、以下のとおりとする。なお、特に支援が必要な体験者を含む場合、当該体験者 3 名に対し 1 名の割合を上限として体験作業指導員の数を追加できることとする。

体験者の数	指導講師の数
40 名以内	1 名以内
40 名超	体験者の 40 名を超える数が 40 名を増す毎に 1 名を加えた人数を上限とする。

体験者の数	体験作業指導員の数
5 名以内	1 名以内
5 名超	対象者の 5 名を超える数が 5 名を増す毎に 1 名を加えた人数を上限とする。

- 4 体験フィールドの事前・事後整備に従事する作業員の上限数は、以下のとおりとする。

体験者の数	体験フィールドの事前整備作業員の数
40 名以内	2 名以内
40 名超	体験者の 40 名を超える数が 20 名を増す毎に 1 名を加えた人数を上限とする。

体験者の数	体験フィールドの事後整備作業員の数
50 名以内	2 名以内の 0.5 日
50 名超	対象者の 50 名を超える数が 25 名を増す毎に 1 名を加えた人数で 0.5 日を上限とする。